

## 条件付き一般競争入札(総合評価方式)と指名競争入札の比較

令和2年3月  
入札監理課

条件付き一般競争入札(総合評価方式)と指名競争入札の一般的な制度の比較は、以下のとおり。

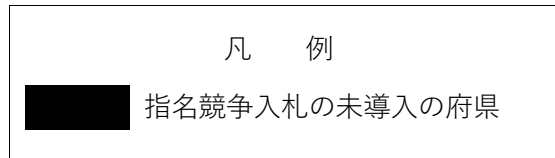
入札方式	条件付き一般競争入札 (総合評価方式)	指名競争入札
<p>(イメージ図)</p> <p>&lt;凡例&gt;</p> <p>入札参加可能</p>		
<p>1. 入札参加が可能な企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の設計金額に応じた格付要件、地域要件を満足する企業</li> </ul> <p>&lt;格付要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注種別ごとに、企業を予め格付(一般土木工事の場合、A~Dランクに格付)</li> </ul> <p>&lt;地域要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設事務所管内、隣接3管内、県内、全国</li> </ul> <p>例：一般土木工事、設計金額2千万円の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格付要件：A・B・Cランク</li> <li>・地域要件：建設事務所管内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名通知を受けた企業</li> </ul> <p>&lt;指名の選考基準&gt;</p> <p>地域性、技術力、地域貢献等を発注者が事前評価</p>
<p>2. 受注者の決定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式(価格のほかに、地域性、技術力、地域貢献等を点数化し、総合的に評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格競争</li> </ul>
<p>3. 制度の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価の点数を持っている企業に、受注が固定化する傾向が見られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者が恣意的に指名選考できる。</li> <li>・指名業者間での談合を誘発する可能性有り。</li> </ul>

# 全国の都道府県における指名競争入札の導入状況

平成31年3月末日現在、長野県調べ

## ■ 指名競争入札の未導入の府県（9府県）

岩手県、福島県、福井県、長野県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、佐賀県



白地図データ(国土地理院)(<http://maps.gsi.go.jp>)をもとに福島県入札監理課作成

地理院地図

## 第 7 5 回入札制度等監視委員会における指名競争入札に関するご意見について

令和 2 年 3 月  
入札監理課

第 7 5 回入札制度等監視委員会での指名競争入札に関するご意見への回答は以下のとおり。

1. 自民党からの指名競争入札導入に関する要望への県の考え方は如何。
2. 地域の業者を育成する観点も含めながら、指名競争入札の具体的な提案があると検討しやすい。
3. 指名競争入札を復活させる場合の指名業者の選定方法は如何。

→・地域のインフラ整備をはじめ、災害対応や除雪・維持補修など、安全・安心の確保を担う“地域の守り手”企業を育成していく必要があることから、それらの企業の受注機会に配慮した入札制度として、「地域の守り手育成型方式」を提案する。【資料 4】  
・「“地域の守り手”育成」、「談合防止」、「恣意性の排除」に配慮して選定する。【資料 4】

4. 指名競争入札に消極的だった根拠及び背景は如何。

→平成 1 8 年の福島県発注工事で起きた談合事件をきっかけに、入札等制度改革の中で、指名競争入札を廃止し、条件付き一般競争入札を全面的に導入されたことを踏まえ、指名競争入札の導入に消極的であった。

5. 指名競争入札を復活させることで、どういう目的が達成されるか。

→・受注者の固定化の解消が図られる。  
・入札手続き期間の短縮や事務簡略化が図られる。【参考 3】

6. 旧指名競争入札と総合評価方式における「受注者の偏り」の比較は如何。

→・受注者の偏りについて、旧指名競争入札は、入札結果データがないため検証できない。  
・旧指名競争入札と「地域の守り手育成型方式」の制度の比較は、【参考 3】を参照。  
・なお、総合評価方式（地域密着型）の検証結果は、【参考 3】を参照。

7. 指名競争入札と総合評価方式における「入札手続き期間」の比較は如何。

→・総合評価方式の場合、落札者決定基準について公告前に学識意見聴取を要するが、指名競争入札の場合は不要。  
・また、総合評価方式は技術提案書の審査を要するが、指名競争入札の場合は不要なため、総合評価方式より 1 週間程度速い。【参考 3】

## 地域の守り手育成方式の試行について

入札監理課

## 1. 旧指名競争入札（H18 以前の指名や H20 試行の指名）との違い【参考 3-1】

- ① 地元企業のうち災害対応や除雪・維持補修業務の実績を有する  
”地域の守り手“企業から指名する。
- ② 談合防止の観点から、電子閲覧及び電子入札により入札を行うこと。

- ①入札参加有資格者名簿とは別に、当該方式の入札に参加希望する企業を事前に募集し、指名選考に使用する一覧表（以下、一覧表という。）を作成する。一覧表に搭載されるためには、資格要件があり、通常の場合付き一般競争入札の資格要件に加えて、以下の要件が必要となる。
- ・災害時の出勤実績と災害応援協定締結のうち、どちらか1つ実績があること
  - ・除雪業務と維持補修業務のうち、どちらか1つ実績があること（一般土木と舗装工事の場合のみ）
  - ・電子閲覧及び電子入札に対応していること
- ②電子閲覧及び電子入札により入札を行うことで、設計図書の見学の際に、指名された企業同士が顔を合わせる可能性がなくなり、談合防止につながる。

## 2. 当該方式における品質確保について

工事案件ごとに、3つの選考基準（地理的要件、技術的適正、手持ち工事量）により指名業者を選考し、品質確保については、主に技術的適正を考慮する。

- ・技術的適正では、発注者が一覧表の中から工事内容や規模に合った総合点※の範囲を設定し、それに該当する総合点を持った企業の中から、同種・類似工事の実績の有無を個別に評価して選考する。
- ※総合点：入札参加資格有資格者名簿の格付等級の元となる点数。経営規模・状況、技術者数、施工実績や地域社会貢献等を点数化したもの。

## 3. 想定される効果

- 受注者の固定化の解消が図れる。【参考 3-2】
- 入札手続き期間の短縮や事務簡略化が図れる。【参考 3-3】

- ・総合評価方式には、品質確保の観点から工事成績の評価項目があるが、県発注工事の施工実績がない企業は、この評価項目の得点ができず、受注者が固定化する傾向にある。
- ・一方で、当該方式では、工事成績の代わりに技術的適正を評価することで、品質確保を図る。これにより、県発注工事の施工実績がなくても、代わりに国や市町村の工事で施工実績があれば、指名される可能性はあり、価格競争により受注できる可能性がある。
- ・また、当該方式の受注で工事成績を得れば、総合評価方式でも競争可能になる。
- ・なお、発注者の指名選考の段階では、恣意的に選考できる可能性があるものの、旧基準とは異なり、入札参加条件等審査委員会の審議を受けることで、最終的に恣意性は排除できるものと考えられる。

## 旧指名競争入札と「地域の守り手育成型方式」の比較

	旧基準 (昭和 52 年 7 月 1 日)	平成 20 年度試行	地域の守り手育成型方式																						
指名競争の試行の目的	—	条件付一般競争入札の場合、入札手続き期間が長いことや、応札者なしの事例があり、その解消のため試行した。 →試行の結果、上記について積極的なプラス効果がないことに加え、下位ランク企業が指名される割合が低くなっていることなどを理由に試行を取りやめ。	条件付一般競争入札の場合、受注企業が固定化される傾向にあるため、地元企業の受注機会の均等化を図るため試行する。 (格付等級Aランクの下位、B、Cランクの受注機会に配慮)																						
対象金額	250 万円以上	250 万円以上 1 千万円未満	250 万円以上 3 千万円未満																						
対象発注機関	全て	農林水産部、土木部	農林水産部、土木部																						
対象発注種別	全て	全て	一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事																						
対象工事	全て	全て (抽出により、213 件実施)	総合評価方式 (地域密着型) に該当する工事のうち、発注者が認める工事																						
指名基準 (資格要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事等請負有資格業者名簿に登録されている者の中から指名。</li> <li>入札参加可能範囲 (設計価格と格付の関係) の設定あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事等請負有資格業者名簿に登録されている者の中から指名。</li> <li>入札参加可能範囲 (設計価格と格付の関係) の設定あり。</li> </ul> ex. <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">格付</th> <th rowspan="2">— 一般土木</th> <th colspan="2">舗装</th> </tr> <tr> <th>設計価格 5 百万円以上 1 千万円未満</th> <th>設計価格 5 百万円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	格付	— 一般土木	舗装		設計価格 5 百万円以上 1 千万円未満	設計価格 5 百万円未満	A	△	○	○	B	○	○	○	C	○	×	○	D	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事等請負有資格業者名簿に登録されている。</li> <li>施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない。</li> <li>入札参加資格停止期間中でない。</li> <li>会社更生手続又は民事再生手続中でない。</li> <li>有効な経営事項審査を受けている。</li> <li>当該発注種別の入札参加資格がある。なお、格付は、すべての等級を対象とすることができる。</li> <li>同一建設事務所管内の本店又は準本店。</li> <li>電子閲覧・電子入札に対応している。【談合防止】</li> <li>同一発注種別の施工実績がある</li> <li>災害時出動実績又は災害応援協定締結がある</li> <li>除雪業務又は維持補修業務の実績がある</li> </ul>
格付	— 一般土木	舗装																							
		設計価格 5 百万円以上 1 千万円未満	設計価格 5 百万円未満																						
A	△	○	○																						
B	○	○	○																						
C	○	×	○																						
D	○	×	×																						

	旧基準（昭和52年7月1日）	平成20年度試行	新基準（令和2年4月1日）
指名基準 （選考基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地理的条件</li> <li>② 技術的適性</li> <li>③ 経営状況</li> <li>④ 安全管理の状況</li> <li>⑤ 労働福祉の状況</li> <li>⑥ 手持工事等の状況</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地理的条件</li> <li>② 技術的適性</li> <li>③ 経営状況</li> <li>④ 安全管理の状況</li> <li>⑤ 労働福祉の状況</li> <li>⑥ 手持工事等の状況</li> </ol> <p style="text-align: center;">} 旧基準に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選定企業数は9者以上とし、選定企業の類推を困難にするため、案件ごとに指名業者の数を換え、特定の数に偏らないようにする。【談合防止】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該方式へ入札参加を希望する者を募集し、事前審査を行い、一覧表を作成する。</li> <li>一覧表の中から下記により指名選考する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地理的要件</li> <li>② 技術的適正</li> <li>③ 手持ち工事量</li> <li>④ 当該年度の当該方式工事の受注回数</li> <li>⑤ 当該年度の指名回数</li> </ol> <p style="text-align: center;">} 旧基準に同じ</p> <p>※旧基準の③経営状況④安全管理の状況⑤労働福祉の状況については、有資格業者名簿及び経営事項審査で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指名選考は、一覧表掲載企業を年度内に最低1回は選考するよう努めるとともに、特定の者に偏しないようにする。</li> <li>選定企業数は9者以上とし、選定企業の類推を困難にするため、案件ごとに指名業者の数を換え、特定の数に偏らないようにする。【談合防止】</li> </ul>
指名選考の審議	<p>公所指名委員会の審議を受ける。</p> <p>&lt;公所指名委員会の区分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産部所管に係る工事等（営繕工事を除く。）</li> <li>→農林水産部所管の公所指名委員会</li> <li>○土木部所管に係る工事等</li> <li>→土木部所管の公所指名委員会</li> <li>○農林水産部又は土木部所管に係る工事等以外の工事等及び農林水産部所管の営繕工事</li> <li>→当該部局の同一管内に設置された土木部所管の公所指名委員会</li> </ul> <p>※5千万円以上は本庁指名委員会</p> <p>&lt;委員構成&gt;</p> <p>(例：土木部所管工事の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設事務所所長、課長補佐相当職以上のうち所長が指名する者</li> </ul>	<p>地方入札参加条件等審査委員会の審議を受ける。</p> <p>&lt;委員構成&gt;【恣意性の排除】</p> <p>振興局（県北以外）：局長、次長、出納室長、（県北）：出納局長、次長、入札用度課長  農林事務所：所長、次長兼総務部長、農村整備部長、森林林業部長  建設事務所：所長、次長、総務部長、企画管理部長、事業部長、建築住宅部長 等</p>	

## 総合評価方式「地域密着型」の検証

参考3-2

令和2年3月  
入札監理課

### 1. 効果

(1) 地域密着型を適用した工事の**約9割以上を地元(同一土木管内)企業が受注**。

＜地元企業の受注割合＞

- ・H30：93%(281件/303件)。
- ・R元(9月分まで)：96%(198件/207件)。

(2) 地元以外の企業による受注は、地元企業の入札参加がないこと等によるもので、**実質的に、地元企業による受注は100%**。

○地元(同一土木事務所管内)企業による受注状況

年度	①一般土木工事及び舗装工事(総合評価)							
	②うち3,000万円未満(H30以降は、地域密着型を適用)							
			受注者					
			地元		地元以外			
			③同一市町村		④土木管内		⑤他土木管内・管外	
	【件】	【件】	【件】	③/②	【件】	④/②	【件】	⑤/②
H26	411	84	54	64.3%	16	19.0%	14	16.7%
H27	468	128	79	61.7%	35	27.3%	14	10.9%
H28	642	134	101	75.4%	26	19.4%	7	5.2%
H29	603	139	103	74.1%	24	17.3%	12	8.6%
平均	531	121	84	68.9%	25	20.8%	12	10.4%
H30	919	303	199	65.7%	82	27.1%	22	7.3%
R元	519	207	144	69.6%	54	26.1%	9	4.3%

※R元は、9月分まで。

＜地域密着型における地元以外による受注の内訳＞

地元以外(他土木管内企業、管外企業)による受注の理由	H30	R元
地元企業の参加なし(辞退を含む)	17	6
地元企業が低入に該当	2	
地元企業が予定価格超過		1
地元企業が加算点1位だが、価格で逆転	2	2
地元企業の上位3者が辞退、失格、予定価格超過	1	
合計	22	9

## 2. 課題

- 地域密着型の受注者が、特定の企業に固定化される管内がある。
- 除雪・維持補修業務の実績があっても、受注できない企業が3割以上いる。

○総合評価方式「地域密着型」の入札結果(令和元年度(9月分まで))

(1)受注者の固定化の例(某土木事務所管内の例)

工事No.	工事箇所 (市町村)	「入札参加者の所在地」と「総合評価の加算点」 (■:受注者、○:加算点1位)														
		A土木事務所管内														
		A市														B村
		a社	b社	c社	d社	e社	f社	g社	h社	i社	j社	k社	l社	m社	n社	o社
		除雪・維持 実績あり	除雪・維持 実績あり	除雪・維持 実績あり	除雪・維持 実績あり	除雪・維持 実績あり	-	-	-	-	除雪・維持 実績あり	除雪・維持 実績あり	除雪・維持 実績あり	-	-	除雪・維持 実績あり
工事1	A市	21.25	22.00	21.00	22.00	20.25	6.00		19.50	19.75	21.25	15.00	14.75			
工事2	A市		22.00	22.00					8.75	12.75	10.25	22.00				
工事3	A市		22.50	22.50								22.50				
工事4	A市	21.75	22.50	13.00		19.50	16.00			20.25	14.75	15.00	21.75			
工事5	A市		22.50	22.50												
工事6	A市		22.50	22.50					13.00	20.25			13.25	19.25		
工事7	A市	14.75	22.50	21.50		19.00	16.00		19.00	20.25	14.25				9.75	
工事8	A市	21.75	22.50	21.50		12.50	16.00		19.00	20.25	14.25		22.25			
工事9	A市							13.50	22.25	21.50	12.75	21.75	14.75	19.75	9.75	
工事10	B村		14.50	14.50												
工事11	B村	9.75	21.50	13.00		19.75					9.75	10.50				20.00
工事12	B村							12.50				20.00	21.75			20.00
工事13	B村			21.50			14.50						20.75			15.50

→ b者が、54%(7件/13件)を受注している。

(2)除雪・維持補修業務の実績と受注の関係

	県内19管内の平均
①参加企業数(同一土木)	10.7
②参加企業数(①のうち除雪・維持の実績あり)	6.8
③受注企業数	5.6
④受注企業数(③のうち除雪・維持の実績あり)	4.5

→ 除雪・維持補修業務の実績がある入札参加者のうち、  
受注しているのは66%(4.5者/6.8者)



## 地域の守り手育成型方式の入札手続き期間について

○「地域の守り手育成型方式」のメリット

- ①地域の守り手育成型方式は、発注前に落札者決定基準の学識意見聴取が不要。
  - ②入札期間は、地域の守り手育成型方式が総合評価方式（地域密着型）よりも約1週間短い。
- ※加えて、技術提案書の作成や評価が不要。

曜日	地域の守り手育成型方式	総合評価方式（地域密着型）	
土			
日			
月			
火		落札者決定基準の学識意見聴取 (総合評価委員会議又は個別聴取)	
水			
木			
金			
土			
日			
月	入札参加条件等審査委員会	入札参加条件等審査委員会	
火			
水			
木			
金	1 1 公告開始	1 1 公告開始	
土	2 2	2 2	
日	3 3	3 3	
月	4 4	4 4	
火	5 5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公告期間:12日</span>	5 5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公告期間:12日</span>	
水	6 6	6 6	
木	7 7	7 7	
金	8 8	8 8	
土	9 9	9 9	
日	10 10	10 10	
月	11 11 入札参加受付開始	11 11 入札参加受付開始	
火	12 12 入札参加受付終了	12 12 1 入札参加受付終了、技術審査	
水	<b>13 開札日</b>	13 2 資格確認通知日、技術審査	
木		14 3 技術審査書所内審査→評価結果内申→審議省略	
金		15 4 入札書等受付日	
土		16	
日		17	
月		18 1 開札日	
火		19 2	
水		<b>20 3 事後確認書類提出(開札日から3日以内)→落札決定</b>	
木			
金			
土			
日		低入札価格調査の場合、+2週間程度	
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			

+約1週間

↓

- ※1 総合評価方式の場合、落札者決定基準の設定時に学識経験者の意見聴取を要する。【地方自治法施行例第167条の10の2第4項】
- ※2 公告期間の12日間は、建設業法の500万円以上5,000万円未満の必要日数。
- ※3 入札参加の受付期間（電子入札）：入札公告期間の最終日及びその前日の2日間とする。
- ※4 技術審査書の審査期間として、現実的に入札参加受付終了日から開札日の前日まで4日間確保。
- ※5 各出納室定例の開札日は考慮していない。

## 総合評価方式の改正概要について（補足）

令和 2 年 3 月 福島県入札監理課

### （1）「週休 2 日確保工事」

• 建設業界の働き方改革推進の観点から、県発注の過去 1 年以内に完成した工事において週休 2 日確保工事実施証明書がある場合に評価する。

• 土木部で所管する「週休 2 日確保モデル工事」試行要領に基づき施工し、竣工検査に合格した受注者へ、実施証明書を発行するもの。

• 実施証明書の発行の対象は、4 週 6 休以上。

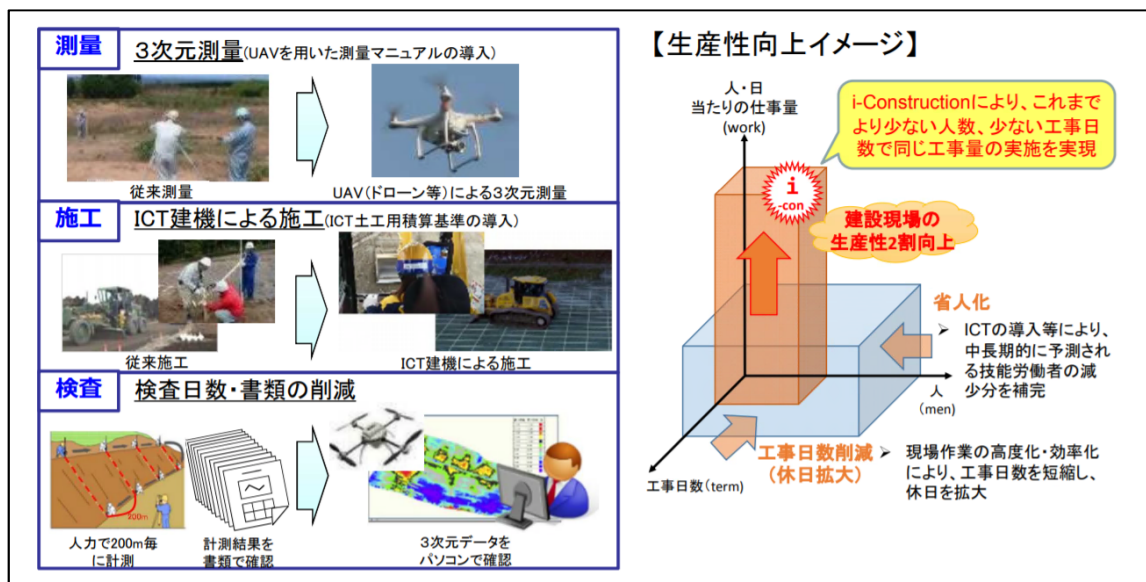
<実施証明書>

別紙 3	
令和 年 月 日	
○○株式会社 ○○ ○○ 様	
(契約権者) 印	
<b>週休 2 日確保工事実施証明書</b>	
令和○○年○月○日付けで契約した下記工事について、週休 2 日確保工事の実施を証明する。	
工事番号	第○○-○○○○○-○○○○号
工事名	○○○工事
路線（河川・施設）名 および工事場所	○○線 ○○市○○町○○地内
竣工検査日	令和 年 月 日
監理（主任）技術者名（カナ）	
監理（主任）技術者名	
監理（主任）技術者の生年月日	
達成区分	■ 4 週 8 休 （閉所率 28.5%以上）

## (2) 「ICT活用工事」

- 建設現場の生産性向上の観点から、県発注の過去1年以内に完成した工事においてICT活用工事実施証明書がある場合に評価する。

- Information and Communication Technology (情報通信技術)
- 土木部で所管する「ICT活用工事」実施要領に基づき施工し、竣工検査に合格した受注者へ、実施証明書を発行するもの。
- 対象は、土工(1,000m<sup>3</sup>以上の一般土木工事)、舗装工、浚渫工。



※国土交通省資料より

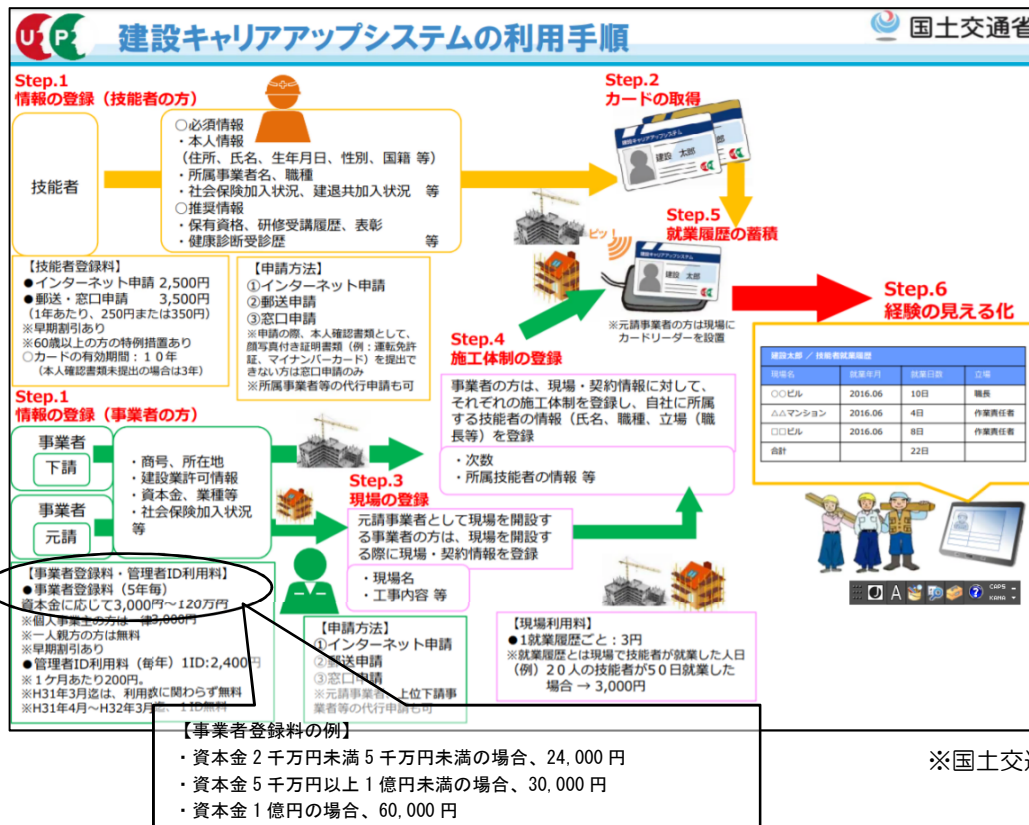
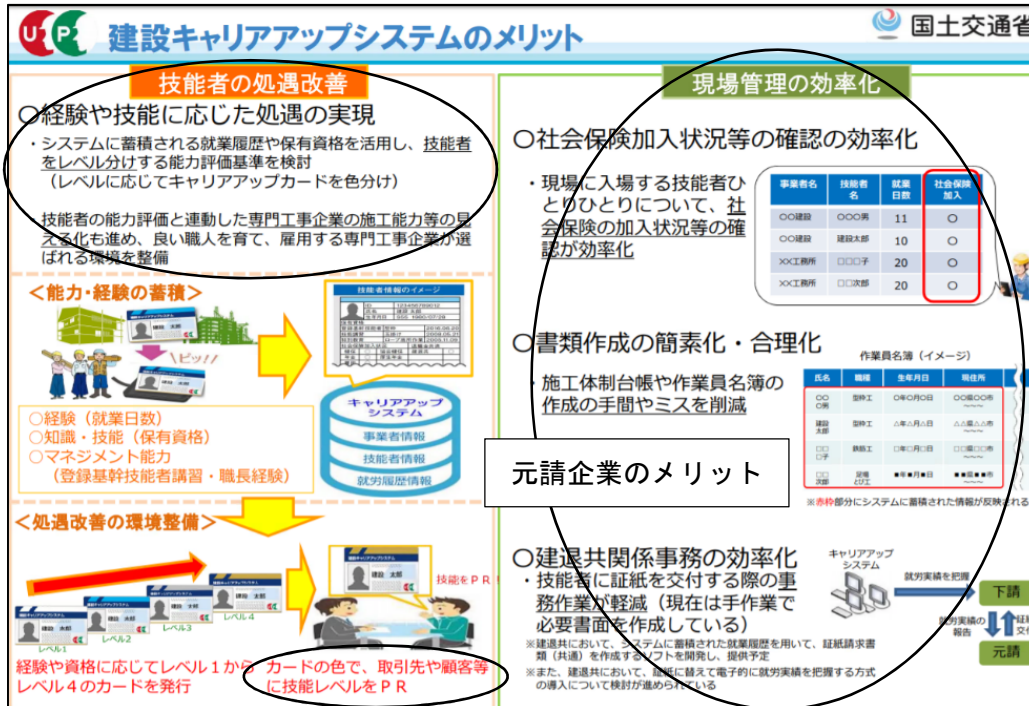
## (3) 「建設キャリアアップシステム」

- 技能者の適切な評価や処遇改善、現場管理の効率化を推進する観点から、建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に評価する。

※技能者とは：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者。

(cf.技術者とは：施工管理を行う者であり、直接的な作業は基本的に行わない。)

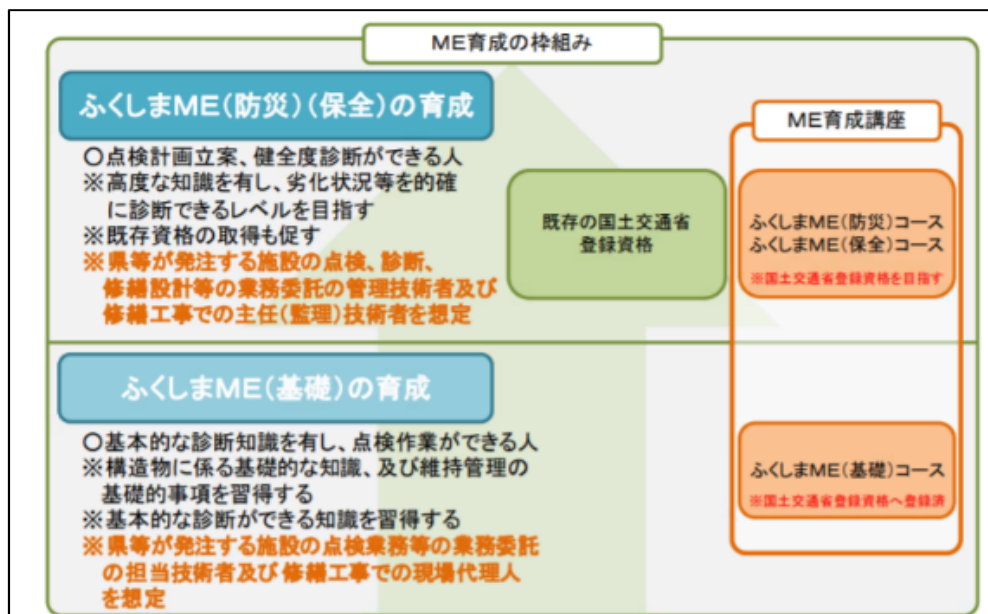
- 建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、現場を担う技能者の高齢化や若者の減少といった構造的な課題への対応を一層推進し、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成していく必要がある。
- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者が有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備するため、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み。





#### (4) 「ふくしまME資格保有」

- 地域のインフラを守る技術者の確保・育成の観点から、ふくしまME（メンテナンスエキスパート）の認定を受けた技術者が1名以上いる場合に評価する。
- ふくしまME（メンテナンスエキスパート）：  
構造物等の維持管理に関する高度な知識を持ち、劣化状態等を的確に診断し対処できる技術者を意味し、社会インフラマネジメントの中核となる技術者を安定的に育成するための資格制度。 H30年度から実施。

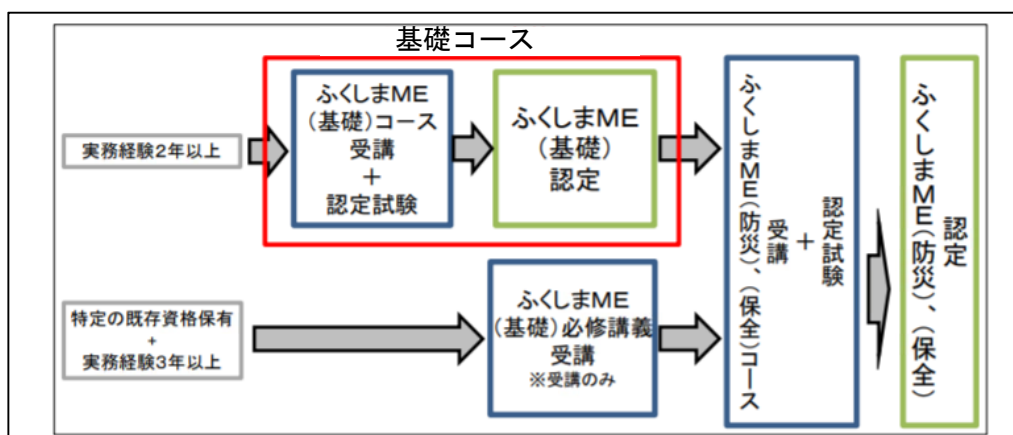


#### ○ふくしまME（基礎）コース

- 受講資格：実務経験2年以上の者。認定試験あり。

#### ○ふくしまME（防災）（保全）コース

- 受講資格①：ふくしまME（基礎）コースの認定を受け、かつ3年以上の実務経験を有する。認定試験あり。
- 受講資格②：特定の既存資格保有し、かつ実務経験3年以上の者は、ふくしまME（基礎）必修講義を受講した者。認定試験あり。



- R2.1 月末現在、入札参加有資格者の概ね3割の企業が、基礎コースの資格を保有。

## (5)「健康経営優良事業所」

- 健康経営に積極的に取り組む企業を広げることを目的としたふくしま健康経営優良事業所認定制度における、ふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている場合に評価する。

- 「ふくしま健康経営優良事業所認定制度」に基づきで、福島県健康づくり推進課と協会けんぽが共同で、従業員の健康づくりに関して積極的に取り組んでいる事業所を認定する。
- 認定期間は、2年間で、毎年認定を行う。(認定の有効期間が満了する年度に再度申請し、審査を受けることで認証を継続することができる。)
- H30年度：35者認定、R元年度：98者認定。

区分	項目番号	評価項目	条件	評価基準
事業主・経営責任者の発信	1	経営者が従業員の健康増進等に努める意思を宣言し明文化していること。	している	必須
法令遵守・リスクマネジメント	2	過去3年以内に労働基準法、労働安全衛生法など、従業員の健康管理に関連する法令等で違反をしていないこと。	違反していない	必須
健康経営推進体制	3	従業員の健康増進を図るための組織的位置づけがある、又は担当者を設置していること。	している	必須
	4	従業員の健康増進を図るため、健康に関する研修会や健康情報の配信などの取組を実施していること。	している	必須
心と身体の健康づくりの具体策	5	従業員の食生活改善又は運動機会を増加させる取組をしていること。	している	必須
	6	「ふくしま健民パスポート事業」に参加、又は参加するように奨励している。	行っている	必須
	7	敷地内禁煙、屋内完全禁煙及び分煙など禁煙に関する取組をしていること。	している	必須
	8	超過勤務の縮減や休暇の積極的な取得等に関する取組をしていること。	している	必須
	9	メンタルヘルス不調者に対する相談窓口の設置、又は支援体制を整備していること。	している	必須
健康課題の把握	10	年1回の定期健診及び40歳以上の特定健診受診率を把握していること。	している	必須
	11	ストレスチェックを実施していること。	している	従業員50人以上事業所のみ必須
取組結果	12	健康課題への取組の成果をデータで確認していること。	している	必須
	13	健康課題への取組結果から、今後の取組方針を考えていること。	している	必須
その他	14	協会けんぽ福島支部のふくしま健康経営優良事業所認定の推薦基準において、評価点数が50人上の事業所で総合計の7割以上、50人未満の事業所で合計の6割以上であること。	している	必須

※県に推薦する上で必須としている項目も、県が認定する上で必要な基準として改めて設定している。

入札参加資格審査主観点評価方法の変更案の比較（県内業者）

下線部分変更点

現行の評価項目（H31・32名簿）	新しい評価項目（R3・4名簿）（案）
1 工事成績 最大900点 （5業種、一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備）	1 工事成績 最大900点 （5業種、一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備）
2 工事の施工状況（下請発注比率） （5業種、一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備）	2 工事の施工状況（下請発注比率） （5業種、一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備）
3 優良工事の有無 最大40点	3 優良工事の有無 最大40点
4 技術者数 最大20点	4 技術者数 最大20点
5 建設業法に基づく処分の有無	5 建設業法に基づく処分の有無
6 資格の認定の取消しの有無	6 資格の認定の取消しの有無
7 入札参加資格制限の有無	7 入札参加資格制限の有無
8 次世代育成支援企業の認証取得の有無 ・ 「働く女性応援」中小企業認証取得の有無 10点 ・ 「仕事と生活の調和」推進企業認証取得の有無 10点	8 次世代育成支援企業の認証取得の有無 ・ 「働く女性応援」中小企業認証取得の有無 10点 ・ 「仕事と生活の調和」推進企業認証取得の有無 10点
9 障害者の法定雇用義務の遵守 10点	9 障害者の法定雇用義務の遵守 10点
10 建設業新分野進出企業認定事業に基づく認定の有無 10点	10 建設業新分野進出企業認定事業に基づく認定の有無 10点
11 建設業新分野進出優良企業表彰事業に基づく表彰の有無 10点	11 建設業新分野進出優良企業表彰事業に基づく表彰の有無 10点
12 除雪業務又は維持補修業務の実績の有無 10点	12 除雪業務又は維持補修業務の実績の有無 10点
	<u>13 健康経営優良事業所認定制度に基づく認定の有無 10点</u>